

平成 29 年 1 月 25 日

冬季に多発する高齢者の入浴中の事故に御注意ください！

人口動態統計を分析したところ、家庭の浴槽での溺死者数は 11 年間で約 7 割増加し、平成 27 年に 4,804 人となっています。そのうち高齢者（65 歳以上）が約 9 割を占めており、高齢者は特に注意が必要です。溺死を含む入浴中の事故死は、東京都 23 区では平成 26 年に 1,442 件あり、冬季に多く発生している傾向がみられます。過去には入浴中の急死者数は約 19,000 人と推計されたこともあります。

安全に入浴するために、以下の点に注意しましょう。

- (1) 入浴前に脱衣所や浴室を暖めましょう。
- (2) 湯温は 41 度以下、湯に漬かる時間は 10 分までを目安にしましょう。
- (3) 浴槽から急に立ち上がらないようにしましょう。
- (4) アルコールが抜けるまで、また、食後すぐの入浴は控えましょう。
- (5) 精神安定剤、睡眠薬などの服用後入浴は危険ですので注意しましょう。
- (6) 入浴する前に同居者に一声掛け、同居者は、いつもより入浴時間が長いときには入浴者に声掛けをしましょう。

1. 入浴中の事故死の実態

厚生労働省の人口動態統計による家庭の浴槽での溺死者数は、平成 27 年に 4,804 人で¹、平成 16 年の 2,870 人と比較し 11 年間で約 1.7 倍に増加しました（図 1）。このうち約 9 割が 65 歳以上の高齢者です（図 2）。

（人数） 図 1. 家庭の浴槽での溺死者数の推移

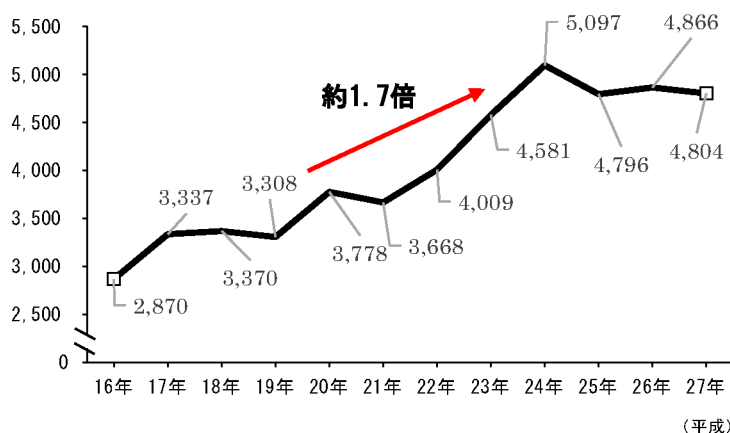
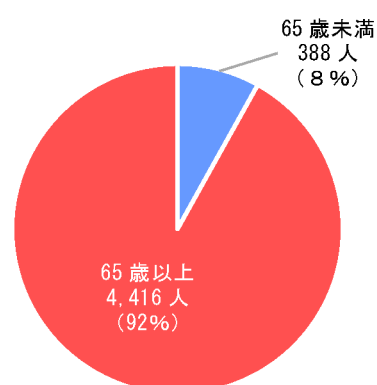
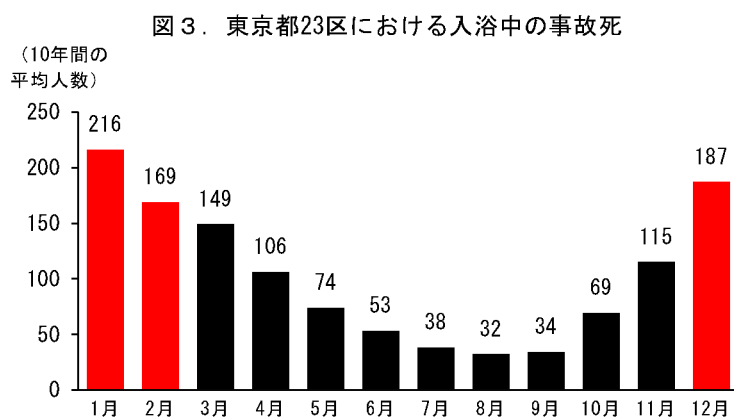


図 2. 平成 27 年 家庭の浴槽での溺死者数

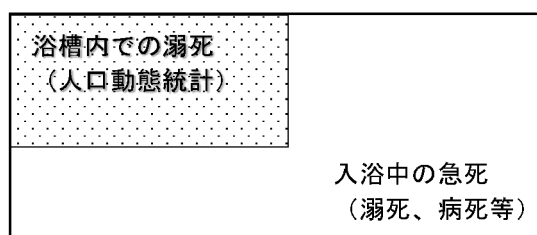


¹ 人口動態統計から「W65 浴槽内での溺死及び溺水」と「W66 浴槽への転落による溺死及び溺水」のうち外因の発生した場所を示す細分類「.0 家(庭)」を集計した。

溺死を含む入浴中の事故死は、東京都 23 区では平成 26 年に 1,442 件ありました²。冬季に多く発生している傾向がみられ、12 月から 2 月にかけて、年間の事故数全体の約 5 割が発生しています（図 3）。



また、過去には、人口動態統計の浴槽内での溺死者数等を用い、病死等と判断されたものも含めた入浴中の急死者数は約 19,000 人と推計されたこともあります^{3, 4}。



2. 入浴する際の注意事項

安全に入浴するために、以下の点に注意しましょう。

- (1) 入浴前に脱衣所や浴室を暖めましょう。
- (2) 湯温は 41 度以下、湯に漬かる時間は 10 分までを目安にしましょう。
- (3) 浴槽から急に立ち上がらないようにしましょう。
- (4) アルコールが抜けるまで、また、食後すぐの入浴は控えましょう。
- (5) 精神安定剤、睡眠薬などの服用後入浴は危険ですので注意しましょう。
- (6) 入浴する前に同居者に一声掛け、同居者は、いつもより入浴時間が長いときには入浴者に声掛けをしましょう。

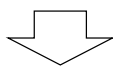
² 東京都福祉保健局東京都監察医務院ホームページ (<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kansatsu/>) に公開されている「東京都 23 区における入浴中の事故死の推移」から。なお、「入浴中のデータ」は、脱衣所、洗い場、湯船に漬かっている、その全行為時における死者数を集計しています。

³ 入浴関連事故の実態把握及び予防対策に関する研究 平成 25 年度 総括・分担研究報告書 研究代表者 堀進悟

⁴ 鈴木晃 住宅内の事故、とくに入浴中の事故を中心に「空衛」2011; 11: 71-78.

3. 入浴者の異常を発見した場合の対処法

浴槽でぐったりしている人（溺れている人）を発見した。



1. 浴槽の栓を抜く。大声で助けを呼び、人を集める。
2. 入浴者を出せるようであれば浴槽内から救出する。直ちに救急車を要請する。
（出せないようであれば、蓋に上半身を乗せるなど沈まないようにする。）
3. 浴槽から出せた場合は、肩を叩きながら声を掛け、反応があるか確認する。
4. 反応がない場合は呼吸を確認する。
5. 呼吸がない場合には胸骨圧迫を開始する。
6. 人工呼吸ができるようであれば、胸骨圧迫 30 回、人工呼吸 2 回を繰り返す。
できなければ胸骨圧迫のみ続ける。

●いざという時のために、救命講習を受けるなど、応急手当を覚えましょう。

<詳細等> 今回の注意喚起の詳細、背景は次のリンクを参照してください。

冬場に多発する高齢者の入浴中の事故に御注意ください！（消費者庁注意喚起 平成 28 年 1 月 20 日）

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160120kouhyou_2.pdf

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課 岡崎、石井

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <http://www.caa.go.jp/>